



令和5年度より一部記事はホームページ限定で公開をしています。
上記二次元コードよりご確認ください。

「スピードダウン! ゆっくり走ろう! 運動」実施中!!



一般社団法人

愛知県トラック協会

<https://ssl.aitokyo.jp>

今回の会員限定コンテンツ閲覧のユーザー名とパスワードは

ユーザー名/
パスワード/ です。

※有効期限：令和5年5月31日

※詳細は当協会ホームページをご覧ください。

◆ 第9回 常任理事会 第7回 理事会	1	◆ 整備管理者選任前研修開催のお知らせ	29
◆ 会員事業者名称等変更	6	◆ 引越管理者講習の開催について	32
◆ 愛ト協 行事予定表	7	◆ 引越基本講習の開催について	33
◆ 支部だより	9	◆ 業務課からのお知らせ	34
◆ 国道23号通行ルール	10	◆ 軽油価格調査	35
◆ 令和5年度「トラック安全デー」活動	11	◆ 一般貨物自動車の 増減車動向について	36
◆ 令和4年度 トラック・セーフティ・ラリー 愛知県警交通部長と愛ト協会長との 連名表彰受賞者	13	◆ 委員会・部会活動状況	37
◆ 令和4年度 トラック・セーフティ・ラリー結果	14	◆ 支部行事	38
◆ 令和5年度 トラックセーフティラリー 参加受付中	15	◆ 青年部会	39
◆ 第52回 近代化基金融資申込公募(推薦)要綱	18	◆ 女性部会	40
◆ 第13回 ポスト新長期規制適合車導入に係る 近代化基金融資申込公募(推薦)要綱	23	◆ 陸 災 防	41
◆ 令和5年度 近代化基金推薦融資公募 締切日について	28		

第 9 回 常 任 理 事 会

第 7 回 理 事 会

書面会議に変更し、みなし決議にて成立した。

理事会の決議があったものとみなされた日 令和 5 年 3 月 22 日

理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事 理事 寺岡 洋一

議事録の作成に係る職務を行った理事 常務理事 中川 利光

(決議事項)

1. 総務委員会からの答申について

(1) 近代化基金運営専門委員会からの答申について

(概 要)

令和 5 年 3 月 2 日、第 279 回近代化基金運営専門委員会を開催し、審議した結果を下記のとおり答申する。

【答申事項】

1. 令和 5 年度 近代化基金融資 融資枠（案）について
2. 令和 5 年度 近代化基金融資申込公募（推薦）要綱（案）について

資料「総審議 1」記載のとおり原案を承認する。

(2) 業務施設運営専門委員会からの答申について

(概 要)

令和 5 年 2 月 27 日、第 49 回委員会を開催し審議した結果を下記のとおり答申する。

【答申事項】

1. 令和 5 年度 各施設の交付金予算について

資料「総審議 2」記載のとおり原案を承認する。

(3) 令和 4 年度 交付金事業計画変更（案）について

(概 要)

令和 4 年度 交付金事業計画及び資金計画について一部変更とする。

資料「総審議 3」記載のとおり原案を承認する。

(4) 会費納入既定変更（案）について

(概 要)

別添 資料のとおり「会費納入規程」を一部変更とする。

資料「総審議 4」記載のとおり原案を承認する。

(5) 第 17 回 通常総会提出議案について

(概 要)

開 催 日 時：令和 5 年 6 月 19 日（月）

会 場：名古屋東急ホテル

上程議案(案)：第 1 号議案 令和 4 年度 事業報告について

第 2 号議案 令和 4 年度 財務諸表の承認について

第 3 号議案 定款の変更について

第 4 号議案 役員の改選について

資料「総審議 5」記載のとおり原案を承認する。

(6) 給与規程の変更（案）について

(概 要)

「給与規程」について一部変更とする。

資料「総審議 6」記載のとおり原案を承認する。

2. 適正化事業特別推進委員会からの答申について

(概 要)

令和 5 年度 適正化事業実施計画(案)として、貨物自動車運送事業法第三十九条に定める事業に基づき、輸送の安全を阻害する行為の防止及び輸送秩序の確立並びに事故防止等を図る観点から、資料「審議 2」に掲げる事業を重点的に行うものとする。

資料「審議 2」記載のとおり原案を承認する。

3. 交通・環境対策委員会からの答申について

(概 要)

令和 5 年 3 月 2 日、第 5 回交通・環境対策委員会を開催し審議した結果を下記のとおり答申する。

【答申事項】

1. 令和 5 年度 助成事業実施計画（案）及び交付要綱（案）について
2. 令和 5 年度「トラック安全デー」活動（案）について
3. 令和 5 年度「トラック・セーフティ・ラリー」（案）について
4. 令和 4 年度 交通安全表彰計画（案）について

資料「審議 3」記載のとおり原案を承認する。

4. 経営研究委員会からの答申について

(概 要)

令和 5 年 3 月 9 日、第 3 回経営研究委員会を開催し審議した結果を下記のとおり答申する。

【答申事項】

1. 令和 5 年度 助成事業実施計画（案）及び交付要綱（案）について

資料「審議 4」記載のとおり原案を承認する。

5. 入退会の承認について

(概 要)

入会 0 事業者/ 退会 2 事業者

令和 5 年 3 月 22 日時点 総会員数 2,699 事業者

資料「審議 5」記載のとおり原案を承認する。

(報告事項)

1. 令和 4 年度 トラック・セーフティ・ラリーの結果について

資料「報告 1」のとおり報告した。

《参加状況》

会 員 数	チ ー ム 数	参 加 人 数	達成チーム数	達 成 率
1,402 (1,376)	13,855 (13,671)	69,275 (68,355)	11,189 (10,632)	80.8% (77.8%)

()内は R3 年度のもの

2. トラックフェスティバルの開催結果について

資料「報告 2」のとおり報告した。

《開催結果》

開催日時：令和 5 年 2 月 19 日（日）10 時～16 時

開催場所：ポートメッセなごや 第 3 展示館

来場者数：約 11,000 名（内、野球教室参加者 117 名）

3. 標準的な運賃の届出について

資料「報告 3」のとおり報告した。

県内会員事業者による届出 1,565 社 / 1,908 社（82.02%）

※令和 5 年 3 月 6 日時点

4. 交通事故情勢について

資料「報告 4」のとおり報告した。

【県内事故】（令和 5 年 2 月）

集 計 数	月 計			年 計		
種 別	件 数	負 傷 者 数	死 者 数	件 数	負 傷 者 数	死 者 数
発 生 率	1,885	2,176	10	3,714	4,344	16
前 年 比	255	279	2	252	300	-5

【事業用トラック】（令和 5 年 2 月）

	件 数（月）	死者数(月)	件 数（年）	死者数(年)
事 業 用	2	2	3	3
会 員	0	0	0	0
第一原因	0	0	0	0

令和 5 年 3 月 10 日、理事 寺岡洋一が理事の全員に対して上記理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、令和 5 年 3 月 22 日までに、理事の全員から書面により同意の意思表示を得、かつ、監事全員について異議が無いことの確認を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

「会費納入規程」一部変更 新旧対照表（案）

旧	新
第7条（未収会費の取扱い） 協会は、会費を3ヶ月以上滞納している会員に対して、「催告通知」および「督促状」を発送し、支払の履行を促す。従わない場合は、定款第10条第1項にもとづき会員の資格を喪失する。	第7条（未収会費の取扱い） 協会は、毎四半期末までに会費を納入していない会員に対して、「督促状」を発送し、支払の履行を促す。従わない場合は、定款第10条第1項にもとづき会員の資格を喪失する。

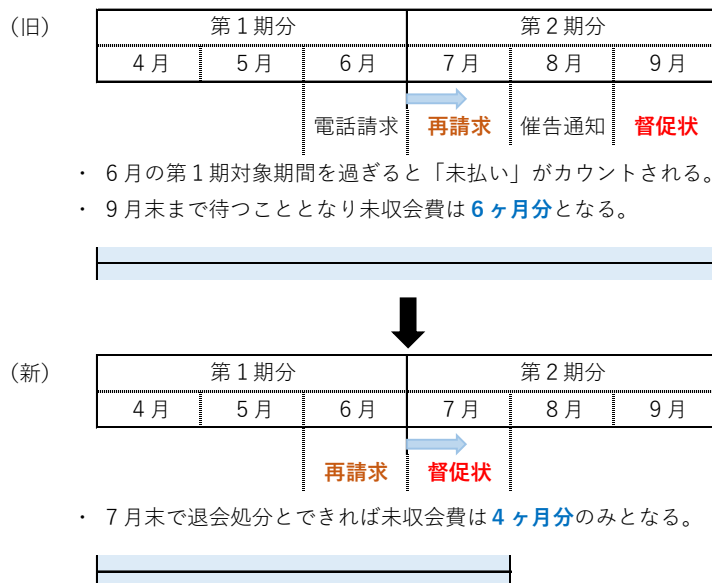
会費滞納会員に対して、早期の支払履行を促すため「会費納入規程」の一部を変更したい。
 なお、今回の規程変更に伴い「定款」第10条の会員資格の喪失に関する規定を6月開催予定の定時総会にて見直すこととしたい。

「定款」第10条（会員の資格の喪失）（案）

（1）支払義務を3カ月以上履行しなかったとき。

↓

（1）支払義務を1カ月以上履行しなかったとき。



退 会 会 員

支部	名 称	所 在 地
東三	（株）コモリ	豊川市
東三	豊橋レミコン運輸（株）	豊橋市

会員事業者名称等変更

受 付	変更内容	支部	新	旧
令和5年2月28日	支部	第一	東海石油運輸株式会社 名古屋第3支部	名古屋第1支部
令和5年3月2日	代表者	第二	株式会社名孝高速 高橋 正光	高橋 正勝
令和5年3月1日	代表者	第二	中発運輸株式会社 大澤 大	服部 正己
令和5年2月24日	連絡先住所 電話番号 F A X 番号	第三	有限会社ダイユウ・コム 492-8412 稲沢市大矢町寺脇19-3 0587-36-9595 0587-36-9595	490-1131 海部郡大治町大字長牧字浦畑143-1 グリーンヴィレッジA棟 052-443-7635 052-443-7635
令和5年3月1日	事業者名	第三	ひかりソフトエクスプレス株式会社	ひかりエクスプレス株式会社
令和5年2月24日	事業者名 代表者	第四	株式会社ジットエクスプレス 中村 太	株式会社名古屋ジットエクスプレス 樋口 新一
令和5年2月24日	事業者住所 連絡先住所 電話番号 F A X 番号	尾東	株式会社ダイワエクスプレス 春日井市田楽町字南植田1000-1 486-0808 春日井市田楽町字南植田1000-1 0568-33-1005 0568-32-1004	小牧市東田中字東嶋2066-1 485-0826 小牧市東田中字東嶋2066-1 0568-72-1005 0568-72-1004
令和5年2月28日	事業者住所 連絡先住所 電話番号 F A X 番号	尾東	有限会社カヤノ物流 丹羽郡大口町秋田1丁目3-1 480-0132 丹羽郡大口町秋田1丁目3-1 0587-50-0358 0587-50-0359	江南市力長町神明 3 2 4 483-8108 江南市力長町神明 3 2 4 0587-51-6022 0587-51-6522
令和5年2月24日	F A X 番号	尾西	G' s L O G I C O M株式会社 0586-52-5795	0586-52-5790
令和5年2月24日	電話番号 F A X 番号	尾西	株式会社ベクターロジスティクス 0586-64-7137 0586-64-7138	0586-25-2571 0586-25-2572
令和5年2月28日	連絡先住所 電話番号 F A X 番号	尾西	株式会社プロジェクト品川 494-0012 一宮市明地社宮北33-1 0586-64-9300 0586-64-9303	494-0001 一宮市開明字大橋北 2 - 1 - 3 0 2 0586-64-9301 0586-64-9302
令和5年3月1日	事業者住所	尾西	東海理化サービス株式会社 清須市西枇杷島町泉57番地	清須市西枇杷島町泉48番地
令和5年3月2日	代表者 事業者住所 連絡先住所 電話番号 F A X 番号	知多	株式会社ヒナセ 小坂 孝之 知多郡美浜町上野間里屋敷14-3 470-3231 知多郡美浜町上野間里屋敷14-3 0569-30-2859 0569-88-5575	曾良 一司 知多郡美浜町大字上野間字里屋敷 1 - 1 470-3231 知多郡美浜町大字上野間字里屋敷 1 - 1 0569-88-5565 0569-32-8906
令和5年2月20日	事業者住所 連絡先住所	西三	有限会社ロードサービス豊田 豊田市高岡本町中部97-6 473-0922 豊田市高岡本町中部97-6	豊田市若林西町小山153-2 473-0917 豊田市若林西町小山153-2
令和5年2月28日	連絡先住所 電話番号 F A X 番号	西三	ゼネラルトランス株式会社 446-0007 安城市東栄町5丁目13-7 0566-68-2776 0566-68-2904	445-0002 西尾市新村町辻 3 9 3 0563-65-3085 0563-65-3086
令和5年3月1日	代表者	西三	碧南運送株式会社 小島 均	榊原 俊二
令和5年3月1日	代表者	西三	日発運輸株式会社 中部配送センター 春日井 英樹	吉本 尚弘
令和5年3月2日	代表者	西三	株式会社マルタツ 山崎 竜二	土工 竜二

愛ト協 行事予定表（令和5年度）

令和5年2月17日配布

日程	愛ト協	日程	他団体等	場所
4月 <u>12日(水)</u>	正副会長会議 常任理事会			研修センター
		6日(木)	全ト協 全国専務理事業務連絡会議	全ト協
		21日(金)	14:00 全国道路利用者会議 理事会	新霞が関ビル
5月		11日(木)	全ト協 第1回 役員選考委員会・総務委員会	全ト協
12日(金) 10:30	総務委員会《事業報告・決算関係》			研修センター
		16日(火)	13:30 全国道路利用者会議 第75回定時総会	砂防会館別館
<u>17日(水)</u>	正副会長会議 理事会・常任理事会 監事会 政治連盟 幹事会・常任幹事会 陸災防 理事会			名古屋東急ホテル
		30日(火)	愛知県貨物運送協同組合連合会 第55回通常総会	ホテルグランコート名古屋
6月		1日(木)	全ト協 正副会長会議 第200回 理事会 (全日本トラック事業政治連盟・第66回評議委員会)	第一ホテル東京
<u>19日(月)</u>	正副会長会議 決算総会 政治連盟 総会			名古屋東急ホテル
		29日(木)	全ト協 第2回役員選考委員会 正副会長会議 第100回 通常総会 第201回 理事会 (懇親会)	第一ホテル東京
7月 <u>7日(金)</u>	正副会長会議 常任理事会 陸災防 代議員会			研修センター
		4日(火)	中部トラック協会 理事会	名古屋マリオットアソシアホテル
		13日(木)	全ト協 第3回役員選考委員会 正副会長会議 第224回 常任理事会・第202回 理事会 合同会議 (全日本トラック事業政治連盟 第65回 評議委員会) (全日本トラック事業政治連盟 夏季懇談会)	第一ホテル東京
		28日(金)	全ト協 全国専務理事業務連絡会議	札幌パークホテル
8月 <u>9日(水)</u>	正副会長会議 理事会・常任理事会 政治連盟 セミナー			研修センター
		24日(木)	13:30 愛知県・名古屋市道路利用者会議 通常総会 15:00 意見交換会	メルパルク名古屋
9月 <u>13日(水)</u>	正副会長会議 常任理事会			研修センター
		14日(木)	14:00 全国道路利用者会議 理事会	新霞が関ビル

日程	愛ト協	日程	他団体等	場所
10月		3日(火)	全ト協「トラックの森」植樹式 全国トラック運送事業者大会 前夜祭	(未定)
		4日(水)	全ト協 正副会長会議 第28回 全国トラック運送事業者大会	札幌パークホテル
9日(月)	トラックの日			
11日(水)	正副会長会議 理事会・常任理事会			研修センター
18日(水) 10:30	総務委員会			研修センター
		18日(水)	18:00 全国道路利用者会議 第73回全国大会レセプション	長野県
		19日(木)	10:00 全国道路利用者会議 第73回全国大会	長野県
		21日(土)	～22日(日) 全ト協 第55回 全国トラックドライバー・コンテスト	安全運転中央研修所
		23日(月)	全ト協 第55回 全国トラックドライバー・コンテスト表彰式	第一ホテル東京
11月 6日(月)	正副会長会議 常任理事会 監事会			研修センター
		7日(火)	全ト協 正副会長会議 第2回 総務委員会	全ト協
		8日(金)	13:00 全国道路利用者会議	砂防会館別館
12月 13日(水)	正副会長会議 理事会・常任理事会			研修センター
		7日(木)	全ト協 正副会長会議 第203回 理事会 (全日本トラック事業政治連盟 冬季懇談会)	第一ホテル東京
19日(火)	正副会長会議			研修センター
1月 4日(木)	仕事始め			
		11日(木)	全ト協 全国専務理事業務連絡会議	(未定)
12日(金)	総務委員会			研修センター
		18日(木)	全ト協 正副会長会議 第3回 総務委員会	全ト協
19日(金)	正副会長会議 常任理事会 新年賀詞交歓会			名古屋東急ホテル
		23日(火)	令和6年 全ト協 新年賀詞交歓会	パレスホテル東京
2月 7日(水)	総務委員会《予算・事業計画》			研修センター
14日(水)	正副会長会議 理事会・常任理事会 自民党愛知県トラック支部監事会			名古屋東急ホテル
3月		7日(木)	全ト協 正副会長会議 第18回 全国適正化事業実施機関本部長会議 第204回 理事会 (全日本トラック事業政治連盟 春季懇談会)	第一ホテル東京
13日(水)	正副会長会議 常任理事会 自民党愛知県トラック支部 総会			研修センター

未定

トラックフェスティバル

01

行事

支 部	開催日	場 所	内 容
第 一	3 月 6 日	中交協ビル7階	TSR認定証授与式



第一 中交協ビル7階

02

講習会

支 部	開催日	場 所	タイトル	内 容
第 一	3 月 6 日	中交協ビル7階	交通安全事故防止研修会	中警察署交通課長より、昨今の交通事故情勢について講話をおこなった。



第一 中交協ビル7階

国道23号通行ルール(名古屋南部地域)

沿道環境改善のため

大型車は中央寄り走行

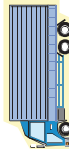
にご協力をお願いします。

歩道寄りの車線は、
沿道環境に配慮する車線
【環境レーン】です。

対象車種

大型車

大型貨物車



1ナンバー

小型貨物車



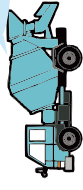
4、6ナンバー

大型バス
マイカー



2ナンバー

特種自動車



8ナンバー

実施区間

国道23号(名古屋南部地域)

緑区大高町

(名古屋南インター交差点)

～

海部郡飛島村

(梅之郷交差点)



※写真はイメージで現地の表示と必ずしも一致しません。

国道23号通行ルール(名古屋南部地域)



国土交通省・環境省・愛知県・名古屋市・愛知県警・愛知県トラック協会

国土交通省 中部地方整備局 道路部 計画調整課 052-953-8171

国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所 052-853-7323

お問い合わせ

令和５年度 「トラック安全デー」活動

１．活動方針

昨年、愛知県下の交通事故死者数は、137名（前年比20名増）人身事故件数は23,825件（前年比360件減）となり、死者数は4年連続全国ワーストワンを返上することができた。しかしながら、会員事業者が第一原因となる死亡事故年間目標数は超えなかったものの、5件（前年比3件増）と昨年に比べ増加した。

このような状況から、交通事故抑止に向けて「S P E E D D O W N ! ゆっくり走ろう！」運動、「S M A R T D R I V E ～事故ゼロ運動～」を引き続き推進し、さらに四半期毎の交通事故防止のスローガンを掲げ、本部、支部、会員事業所と一体となり推進するとともに、警察や地方自治体並びに関連団体との連携によって、各地域における活動でより多くの人々に周知をおこない事故防止を図っていく。

更にはトラック・セーフティ・ラリーで、交通ルールの遵守と安全意識の継続を目指し、飲酒運転ゼロ、交通事故・違反件数の抑止による重大事故防止に取り組んでいく。

会員事業所においては、交通安全年間実施事項をもとに管理者・運転者等各々が実施の徹底を図り事故防止に努めていく。

２．重点実施項目

（１）ゆとり運転の実施

- ◇「S M A R T D R I V E ～事故ゼロ運動～」
「S P E E D D O W N ! ゆっくり走ろう！」運動の実施
 - ・交差点での右、左折時の安全確認の徹底
 - ・信号、一時停止の遵守徹底
- ◇飲酒運転・危険ドラッグ等薬物使用の根絶
- ◇運転中のながらスマホ、携帯電話の禁止
- ◇シートベルトの正しい着用
- ◇横断歩道での歩行者保護の徹底

（２）高齢者等の交通事故防止

- ・高齢者、子供、自転車への思いやりと注意を払った運転

３．実施項目

別紙年間実施事項による

４．活動内容

（１）協会

- ①トラックの日県内統一パレードの開催
- ②支部における活動の充実
 - ・街頭活動等の実施
 - ・事故防止研修会、セミナー等の開催
- ③管理者に対する研修・セミナーの開催
- ④広報物・教育用コンテンツの作成・配付・貸し出し

（２）会員事業所

- ①トラック・セーフティ・ラリーへの参加
- ②適正な運行管理、車両管理の実施
- ③点呼時における重点実施項目等の伝達、徹底
- ④トラック安全デーのぼり旗の掲揚
- ⑤職域における事故防止研究会等の開催
- ⑥令和５年度における交通事故防止へ取り組みの実施

交 通 安 全 年 間 実 施 事 項

区分	実 施 項 目	実 施 細 目
管 理 者 の 実 施 項 目	1. 運転者の管理	・関係法令の遵守を基本として、ドライバーには安全運転に係る社内規定等の内容について再確認をさせ、その周知徹底を図る。 ・点呼の際は、対面点呼を原則としての確に行い、運転者の健康状態、酒気の有無、服装及び車両点検の実施結果等を確認し、必要な指示を行う。飲酒の有無・量・飲酒後の経過時間・睡眠状況、体調等を運転者から自発的な報告が行われるよう意識改革することに加え、点呼者は目視やアルコール検知器の使用等飲酒運転防止対策マニュアルに基づき確認を行い、その内容を記録する。 ・点呼場において、愛ト協が推進する「飲酒運転防止」「歩行者保護」「追突事故防止」の卓上ミニのぼり旗を設置し、運転者の交通安全意識高揚を図る。 ・<u>一般道路・高速道路での追突死亡事故防止について、全ト協制作の「トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～」などを活用、さらに、ながらスマホ厳禁の指導、教育を徹底する。</u> ・適切な運行計画及び乗務割を作成し、運転者の過労防止に努めると共に、定期健康診断の受診の徹底とともに、国土交通省が示す健康管理起因マニュアルを活用し、早期に運転者に示し、健康 管理への配慮を促す。 ・運行記録計による連続運転時間等の適正管理とその有効活用を図る。 ・疲労、病気、家庭事情等に備え予め運転者の交替要員の確保等に配慮する。 ・「SMARTDRIVE！～事故ゼロ運動～」等ののぼり旗を掲揚し、運転者に運動を意識させる。 ・<u>トラック・セーフティ・ラリーへの全員参加を促し、ドライバーはもとより社内全体で交通安全意識を高める。</u>
	2. 車両の管理	・定期点検及び日常点検を確実に実施する。特に大型車輛車輪脱落事故防止のため自動車点検基準に基づき、ディスク・ホイールの取付状況等の確認を徹底し、高速走行も考慮した適切な点検・整備をし、不良箇所は速やかに修復措置を講ずる。また、タイヤ交換時には規定トルクで締め付け等、的確な作業を実施する。さらに故障等の発生に備え、予備車両を予め計画しておく。 ・無車検車両、無保険車両は運行しない。 ・荷主等に駐車スペース確保と、積卸し時間の短縮化・効率化等について協力を求める。
	3. 過積載等の禁止	・運行管理者、運転者は、積載品、積載重量、積載方法等を確認し、過積載運行とならないように注意する。 ・正しい積付・固縛を指導し、積み荷の落下等事故防止についても細心の注意を怠らないよう指導する。
	4. 危険物輸送の安全確保	・積載品目に応じた関係法規を遵守すると共に危険物の性状、異常時の措置、連絡体制及び防護器材等安全輸送に必要な情報を収集し、運転者に周知徹底を図る他、コンテナ等については、必ず危険物等の収納とその状況を確認する。 ・化学製品については、緊急連絡カード（イエローカード）を必ず携帯すると共に緊急時において、これを活用出来るよう日常の教育訓練を実施する。 ・運転者は、運行前に必ず標識、表示、消火器、固縛状態等が的確であるかを確認する。
	5. 海コン輸送の適正化	・背高コンテナ輸送等に当たっては、道路管理者の許可及び必要に応じ警察の許可を必ず取得し、指定通行経路走行を遵守する。 ・国際海上コンテナを積載し、トレーラを運行する場合には、関係法令で定める許可（特殊車両通行許可）の取得状況及び許可事項の確認を行い、ツイストロックを確実にするなど運行の適正化を図る。
	6. 運輸安全マネジメントの促進	・安全意識を経営トップから現場の運転手まで徹底的に浸透させるため、絶えず輸送の安全性の向上に努めその高揚を図る。
運 転 者 の 実 施 項 目	1. 違法駐車禁止	・違法駐車につながる車両の持ち帰りをしない。
	2. ゆとり運転の実施	「SMARTDRIVE！～事故ゼロ運動～」 「SPEEDDOWN！ゆっくり走ろう！」運動の実施 ・<u>あおり運転等周囲を威嚇するような運転は絶対に行わない。</u>プロドライバーとして一般車の模範となる運転を心掛ける。 ・<u>一時停止の遵守徹底、◇マークの先には横断歩道があることを意識し、歩行者等（特に子供と高齢者）の交通弱者に対し、思いやりと細心の注意を払った運転をする。</u> ・<u>スピードダウンによるゆとり運転で、安全を確保する。</u> ・<u>交差点での右左折時は安全を十分確認し、必ず徐行する。</u> ・<u>信号は必ず守り、「黄色は止まれ」を遵守徹底する。</u> 酒酔い運転、酒気帯び運転、危険ドラッグ等薬物使用の禁止 ・<u>酒酔い運転・酒気帯び運転はしない。</u>乗務前に飲酒の有無、体調等を運行管理者等に自主申告する。 ・<u>危険ドラッグ等薬物使用による運行を絶対にしない。</u> 運転中の携帯電話禁止 ・<u>運転中の携帯電話、スマートフォンの使用は厳禁。</u>やむを得ない場合は安全な場所に停車する。 運転時にはシートベルトは必ず着用する。 安全確認の徹底 ・交通、道路、気象状況等を把握し、降雨雪・凍結等による路面変化に適応した安全速度、車間距離を遵守する。 ・一時停止等の標識を必ず遵守し、安全確認を励行する。 ・危険を回避するため先々行車及び後続車にも十分注意する。 ・追越しは、安全をよく確かめ、前・後方の交通及び道路状況を十分確認してから行う。 ・日没前後には、運転者の視認性の向上とあわせ対向車に自車の存在をいち早く知らせるために前照灯を早めに点灯する。 横断歩道での歩行者保護を徹底する。 そ の 他 ・<u>トラック・セーフティ・ラリーに参加し、無事故無違反に努める。</u> ・高速道路においては、常に先行車の挙動や道路状況に十分注意し、これに適応した運転操作を励行する。 ・通勤時や外出時には時間の余裕を持って行動する。また、運転中、眠くなったら速やかに休憩をとる。 ・危険物、重量物等の輸送に際しては、安全輸送と休憩時の積荷点検を励行する。又、長距離の輸送にあっては一定距離ごとに積荷点検を実施する。
	3. 運転マナーのアップ	・空き缶、ゴミ、タバコ等の投げ捨ては絶対やめ、プロドライバーとしての運転マナーアップに努める。 ・人及び他の通行車両にやさしい運転を心がけ安全の確保を念頭において運転する。
	4. エコ・ドライブの徹底	・駐車する場合はエンジンを停止するとともに休憩仮眠中のアイドリングストップの実践を心掛ける。 ・走行する場合は、指定の車両通行帯及び通行時間を厳守する。

令和4年度トラック・セーフティ・ラリー
愛知県警交通部長と愛ト協会長との連名表彰 受賞者

おめでとうございます！！

(敬称略)

支部名	会社名
名古屋第一支部	メーエン運送株式会社
	株式会社エクシング 名古屋営業所
	鬼頭運輸倉庫株式会社
名古屋第二支部	唐津運輸株式会社
	森川運輸株式会社
	株式会社トーシンロジテク
名古屋第三支部	中部システム有限会社
	森実運輸株式会社 名古屋支店
	株式会社フジトランスライナー
名古屋第四支部	中部運輸株式会社
	灘崎株式会社 名古屋営業所
	株式会社アサヒセキュリティ 名古屋南営業所
尾東支部	株式会社銀正
	共同輸送株式会社 中京物流センター
	アトラスカーゴサービス株式会社
尾西支部	有限会社コトブキ運輸
	高山運輸株式会社
	株式会社ダイエックス中部
知多支部	田中運送有限会社
	有限会社常滑荷役
	豊明運輸株式会社
西三支部	岡崎流通サービス株式会社
	宮崎運輸株式会社
	中島急送株式会社
東三支部	有限会社前田運送
	ミナト運輸株式会社
	東海ワークス株式会社

中部運輸局長表彰 受賞者

名古屋第二支部	石黒運送株式会社
---------	----------

＼たくさんのご参加ありがとうございました！今年度のご参加お待ちしております！／
令和4年度 トラック・セーフティ・ラリー結果

集 計

下段はR3

参加状況	計	第一	第二	第三	第四	尾東	尾西	知多	西三	東三	事務局
会員数	1,402 1,376	128 127	115 113	140 139	104 103	207 206	241 231	115 114	218 212	134 131	
チーム数	13,855 13,671	2,449 2,291	1,075 1,111	840 857	873 898	1,504 1,565	2,083 2,015	692 705	3,367 3,273	959 943	13 13
参加人数	69,275 68,355	12,245 11,455	5,375 5,555	4,200 4,285	4,365 4,490	7,520 7,825	10,415 10,075	3,460 3,525	16,835 16,365	4,795 4,715	65 65
達成チーム数	11,189 10,632	2,005 1,821	861 834	683 667	661 648	1,160 1,147	1,630 1,492	551 526	2,872 2,725	755 759	11 13
達成率	80.8% 77.8%	81.9% 79.5%	80.1% 75.1%	81.3% 77.8%	75.7% 72.2%	77.1% 73.3%	78.3% 74.0%	79.6% 74.6%	85.3% 83.3%	78.7% 80.5%	84.6% 100.0%

交通事故		ラリー期間				年 間			
		R4	R3	増減	傾向	R4	R3	増減	傾向
人身	死亡	1	0	1	×	1	0	1	×
	重傷	6	8	▲ 2		16	25	▲ 9	
	軽傷	196	232	▲ 36		376	451	▲ 75	
物損		12	17	▲ 5		22	32	▲ 10	
計		215	257	▲ 42		415	508	▲ 93	

※傾向：発生率(件数／調査人員)を計算し、前年より率が高くなった項目を“×”で表示

交通違反		ラリー期間				年 間			
		R4	R3	増減	傾向	R4	R3	増減	傾向
飲酒等		5	6	▲ 1		6	9	▲ 3	
速度超過	30k以上	63	86	▲ 23		134	199	▲ 65	
	30k未満	281	318	▲ 37		631	728	▲ 97	
信号無視		542	581	▲ 39		1,168	1,252	▲ 84	
通行禁止		399	482	▲ 83		860	1,024	▲ 164	
追越通行		41	54	▲ 13		93	133	▲ 40	
一時停止		687	694	▲ 7		1,463	1,486	▲ 23	
歩行妨害		156	181	▲ 25		383	429	▲ 46	
駐車違反		57	66	▲ 9		119	146	▲ 27	
積載超過		0	3	▲ 3		0	3	▲ 3	
シートベルト		249	325	▲ 76		557	662	▲ 105	
携帯電話		187	305	▲ 118		449	627	▲ 178	
幼児補助		9	22	▲ 13		23	47	▲ 24	
その他		194	221	▲ 27		392	500	▲ 108	
計		2,870	3,344	▲ 474		6,278	7,245	▲ 967	

行政処分 免許停止	年 間			SDカード		R4		R3	
	R4	R3	傾向	種類	継続期間	人数	率	人数	率
30日	142	198		グリーン	1年	6,407	91.3%	6,400	90.0%
60日	46	40	×	ブロンズ	2～3年	10,321		9,851	
90日	28	29		シルバー	4～9年	22,460		22,513	
120日	1	2		ゴールド	10～19年	17,437		16,456	
121日以上	4	1	×	スーパーゴールド	20年～	7,429		6,990	
計	221	270		非該当	1年未満 違反者	83 6,123	8.7%	117 6,961	10.0%
計(調査人員)						70,260	100.0%	69,288	100.0%



令和5年度

トラックセーフティラリー

参加受付中



実施期間

令和5年7月1日～12月31日
の6ヶ月間

実施方式

5名1組のチーム

※複数チームの参加大歓迎

※4名以下での参加は1事業所1組だけOK

参加費
は無料



みんなで目指せ

無事故
無違反

SPEED
DOWN !

ゆっくり走ろう !

SMART
DRIVE !

～事故ゼロ運動～

参加特典

運転記録証明書
(5年) 発行、認
定証の贈呈etc..



／ 詳細は、愛ト協の専用ページをご覧ください。／

愛ト協HP内にあるお知らせ
又は HP内にある右の検索バ
ナーからご覧ください

Googleサイト内検索

令和5年 セーフティラリー

検索

◆取組みの流れ

チーム 編 成

5人1組でチームを組みましょう！

- ※ 1事業者につき1組のみ、4名以下で参加（オープン参加）可能です。
- ※ 愛知県内の事業所に勤務する全従業員（ドライバー・経営者・管理者等含む）が参加できます。
- ※ 県内に複数の認可営業所がある場合、営業所ごとに参加できます。

申込み

専用の申込様式に必要事項を記入しましょう【提出期限：6月30日】

- ※ 持参もしくは郵送にて所属する支部までご提出ください。
（FAXによる提出はできませんのでご注意ください。）
- ※ 申込様式は当協会ウェブサイトよりダウンロードできます。

実施期間

チームメンバーが一丸となって、無事故・無違反を目指しましょう！

（実施期間：令和5年7月1日～12月31日）

結 果 ・ 表彰等

実施期間終了後、参加者全員に運転記録証明書が送付されます

※ 令和6年1月以降、会社宛に送付されます。

無事故・無違反達成事業所には協会長名による認定証が授与されます

※ 各支部より推薦された成績優秀事業所（各3社）には、県警交通部長及び協会長の連名表彰を贈呈いたします。（オープン参加は認定証・表彰の対象外となります。）

ドライバー・従業員の交通安全意識を一層高めるためにも、
是非とも全社一丸となってご参加ください！



お問い合わせは所属の支部事務局まで
一般社団法人愛知県トラック協会

<https://ssl.aitokyo.jp/>



トラック・セーフティ・ラリー参加申込書・運転記録証明書交付申請書

委任状(申請者一覧)

(代理人) 法人名
(事業所名) 一般社団法人愛知県トラック協会

役職・氏名 会長 寺岡 洋 一

私たち、セーフティラリー参加者は、代理人及びチーム代表者に運転記録証明書の交付申請手続き及び証明書受領にかかる一切の事務を委任しました。

また、自動車安全運転センターが証明書の内容を交通事故防止の為に統計分析資料の作成に使用し提供すること、並びに無事故無違反運動のチーム結果を代理人及びチーム代表者に通知することについても同意いたします。

※免許証番号の間違いや走り書きは結果の照会が大きく遅延し、表彰対象から外れる恐れがあります。
また、不備等により4名以下となったチームは未達成扱いとなり達成率が下がります。ご注意ください。

1 チーム5名の参加をお願いします	No.	整理番号 (記入しないで下さい)	免許番号	ふりがな 申請者氏名	印	生年月日	委任年月日
	1					昭平	R5.
	2					昭平	R5.
	3					昭平	R5.
	4					昭平	R5.
	5					昭平	R5.
センター使用欄 (記入しないで下さい)				無事故無違反運動 のチーム結果	達成・未達成		

会社所在地

送付先
(※上記と同じ場合は空欄)

会社名

営業所名
(※営業所ごとに認定証が必要な場合は記入)

チーム名

チーム代表者名

連絡先担当者

電話番号

FAX番号

※ 営業所名欄については、達成時の認定証を営業所ごとに希望される場合のみご記入ください。

自主確認欄

- ☐ 申請者全員が委任事項に同意した
☐ チーム名を記載した
☐ 免許証番号 氏名 生年月日 委任年月日を記載した
☐ 全員の押印(シャチハタ可。サイン不可)が揃った
☐ 会社名、所在地、支部名など記載ミスはなかった
☐ 1チーム5名で申請(1事業者1チームに限り4名以下でオープン参加可能)

所属支部名：

事務局使用欄 (K ・ T)

このページをコピーまたはWEB版『トラックあいち』からダウンロードしてご使用ください。

第52回(令和5年度)近代化基金融資申込公募(推薦)要綱

近代化基金運営要領3-④の規定に基づき、第52回(令和5年度)近代化基金融資を次のとおり公募(推薦)する。

1. 融 資 枠

5億円

2. 公募期間

令和5年4月20日(木)から令和6年1月31日(水)まで。

但し、土・日曜日及び祝日、年末年始は除く。

(注) ①期間内であっても融資推薦申込額が融資枠を上廻った時点で公募を打ち切るものとする。

②郵送による申込は、公募受付期間内の消印のあるものに限る。

但し、公募受付期間内に締切った場合は、締切日までの消印のあるものに限る。

3. 融資対象者

近代化基金による融資対象者は、次の者とする。

1) 個別企業

貨物自動車運送事業法の許可を受けた愛知県内に本社を有する貨物自動車運送事業者で、以下の条件をすべて満たしている個別企業。

①愛ト協の会員となり、6ヶ月以上経過していること。

②申込みの直近までの会費が完納されていること。

③社会保険等に全員加入していること。

2) 共同体又は持株会社

上記1)の者で構成する共同体又は持株会社(傘下の会員事業者に係る資金調達を行う者に限る)。

4. 融資対象物

次のいずれかに該当するものを融資対象物とする。

1) 償還期間10年以内の対象物

(但し、融資対象物件について、減価償却年数が10年を下回る設備は法定耐用年数以内。)

①物流施設(貨物自動車運送事業に係るものに限る)

トラックターミナル・配送センター・倉庫(営業倉庫は不可)・自家用燃料給油施設など

②福利厚生施設

休憩睡眠施設・浴室（シャワー室）、男女別施設（トイレ・更衣室・休憩室等を含む）など

※ 事務所・土地だけの購入は対象外。

2) 償還期間 5 年以内の対象物

- ① 荷役機械（パワーゲート等含む）・車両等（但し、新車に限る。）
- ② 近代化・合理化のための機器（コンピューター・運行管理ソフトウェア等）に要する資金。
- ③ 設備の『補修・改修』に要する資金。

※新車購入において、タンク等の既存架装を新車に載せ替えする場合は、本融資が対象となる（ポスト新長期融資は対象外）。また、新車への取り付け費用は融資対象となるが、既存車両からの取り外し費用また事務書類製作費などは対象外となる。

5. 融資条件

1) 融資限度額

- ① 個別企業の融資限度額は、1 億円とする。
但し、申込月の前月末現在の返済残額と融資申込額の和が 1 億円を超えないこととし、申込みは 2 回を限度とする。
- ② 共同体の融資限度額は、1 億円とする。
但し、申込月の前月末現在の返済残額と融資申込額の和が 1 億円を超えないこととし、申込みは 2 回を限度とする。

※既に 1 億円以上の返済残額がある場合は、返済により残額が 1 億円未満となった場合、本要綱に基づき新たに申し込むことができる。

2) 融資の利率

この制度による借入金に対する利率は、商工中金の所定の利率による。

3) 据置期間

償還期間のうち 6 ヶ月以内とする。

4) 担保及び保証人

この融資を受ける者は、商工中金の定める担保及び保証人を必要とする。
また、当協会において債務保証は行わないものとする。

5) 購入代金の支払方法

この融資を受ける者は、商工中金に預金口座を設け、かつ当該口座から設備代金を販売主・施工主等に直接(手形・小切手の支払いは不可)振込むこと。
また、以下の場合を除き融資の分割実行は認めない。

※融資の分割実行が認められる例

- ①物件又は販売主毎に支払いを要する場合
- ②物流施設を購入し、契約書に基づき「契約時・着工時・引渡時」など契約書に定めた時期に代金を支払う場合
- ③複数の車両を購入し、販売会社に対して納車1台毎に支払う場合

6. 貸出利率 1. 45% (令和5年4月1日現在)

1) 環境対応車(CNG車・ハイブリッド車)及び省エネ関連機器(EMS及びドライブレコーダー等)導入に係る融資

愛ト協と全ト協の利子補給率

個別企業の場合	0.4%	(愛ト協0.3%、全ト協0.1%)
共同体の場合	0.4%	(愛ト協0.3%、全ト協0.1%)

実質負担率(事業者等)	1.05%
-------------	-------

※貸出利率は、商工中金の長期プライムレートに連動するため、今後の経済情勢により変動する。

2) その他の融資

愛ト協の利子補給率

個別企業の場合	0.4%	(愛ト協0.4%)
共同体の場合	0.4%	(愛ト協0.4%)

実質負担率(事業者等)	1.05%
-------------	-------

※貸出利率は、商工中金の長期プライムレートに連動するため、今後の経済情勢により変動する。

7. 取扱金融機関

商工組合中央金庫(名古屋支店・熱田支店・豊橋支店)及びその代理店
(信用組合愛知商銀・愛知県中央信用組合・豊橋商工信用組合)

8. 申込方法

1) 申込方法

融資推薦申込書(様式1号、2号、3号、4号)に下記の書類を添付し、協会事務局へ1部提出するものとする。

添付書類

- ①物流施設・福利厚生施設については、公図・平面図・見積書・契約書など
- ②荷役機械・車両、機器等については、見積書など

※融資対象外となるもの

自動車関係諸税（消費税を除く）及び諸費用

融資推薦決定通知前に支払った費用（例：手付金）

令和5年3月31日以前に取得・登録した物件・車両

2) 申込用紙の配付方法

愛ト協ウェブサイトからダウンロード

URL <https://ssl.aitokyo.jp/member/josei-yusi/yusi/>

9. 審査及び推薦決定の流れ

1) 受付

申込みの受付については、原則毎月20日締めとする。

※20日が土・日曜日及び祝日の場合はその前日までとする。

2) 承認

申込みのあった事業者については、常任理事会の承認を得た者を推薦する。

3) 決定

推薦を決定したときは、融資推薦適否決定通知書で申込み事業者に通知する。

10. 遵守事項

1) 遵守事項

融資推薦申込書に記載の事業計画通り、当該年度内に事業を完了すること。

但し、物流施設・福利厚生施設については2ヵ年度にわたり一体的な整備が必要な不動産投資等の場合は、更に1年間延長できるが、事前に愛ト協へ連絡の上、承認を得ること。

2) 設備完成後の手続き

物件（車両）の完成（購入）後、速やかに設備完成報告書（愛ト協から郵送する融資推薦適否決定通知書に同封）により報告すること。

なお、本制度を利用して取得した物件は、推薦融資申込事業者の名義にする必要がある。同様に、購入した車両の車検証は、所有者・使用者とも推薦融資申込事業者の名義にする必要がある。（電子化されていない自動車検査証にあっては自動車検査証（写）、電子化された自動車検査証にあっては自動車検査証記録事項を提出）

3) 事業計画の変更

推薦後、事業計画に変更が生じた場合は、事業計画変更届の提出が必要となるので、愛ト協事務局へ申し出ること。推薦金額の変更が伴う場合、当初推薦決定金額を上回る変更はできない。（この場合、当該推薦融資を取り下げ、再度新たに推薦融資の申込みをする必要がある。）

※申し出が必要な事業計画の変更

推薦金額（借入金額）／車両や物件の価格／物件の種類／車両の型式／購入数／償還期間など

4) 商工中金との取引資格

本制度を利用するにあたっては、次のいずれかに該当する商工中金との貸出取引資格を具備しなければならない。

- ① 商工中金に対し出資している協同組合等の団体又はその構成員であること。
- ② 商工中金の代理店となっている信用組合の構成員であること。

※この場合、当該信用組合を通じてのみ代理貸付が受けられる。

- ③ 上記の①②に該当しない事業者は、商工中金が取り扱う愛知火災共済に出資していること。

11. 問い合わせ先

一般社団法人 愛知県トラック協会 総務部 財務室

☎ 0561-76-2800 (ダイヤルイン)

第13回(令和5年度)ポスト新長期規制適合車導入に係る 近代化基金融資申込公募(推薦)要綱

近代化基金運営要領3-④の規定に基づき、第13回(令和5年度)ポスト新長期規制適合車導入に係る近代化基金融資を次のとおり公募(推薦)する。

1. 融 資 枠

25億円

2. 公募期間

令和5年4月20日(木)から令和6年1月31日(水)まで。

但し、土・日曜日及び祝日、年末年始を除く。

(注) ①期間内であっても融資推薦申込額が融資枠を上廻った時点で公募を打ち切るものとする。

②郵送による申込は、公募受付期間内の消印のあるものに限る。

但し、公募受付期間内に締切った場合は、締切日までの消印のあるものに限る。

3. 融資対象者

近代化基金による融資対象者は、次の者とする。

1) 個別企業

貨物自動車運送事業法の許可を受けた愛知県内に本社を有する貨物自動車運送事業者で、以下の条件をすべて満たしている個別企業。

①愛ト協の会員となり、6ヶ月以上経過していること。

②申込みの直近までの会費が完納されていること。

③社会保険等に全員加入していること。

4. 融資対象物

1) ポスト新長期規制適合車の新車購入に要する資金

※「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」(平成20年3月25日国土交通省告示第348号)による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年7月15日国土交通省告示第619号)に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車(ポスト新長期規制適合車)を購入するものをいう。【対象となる購入車両については別表1参照。】

5. 融資条件

1) 融資限度額

融資限度額は、5千万円とする。

※この制度については、返済残額の有無は問わない。

※申込みについては2回を限度とする。

2) 融資の利率

この制度による借入金に対する利率は、商工中金の所定の利率による。

3) 償還期間及び据置期間

対 象 物	償 還 期 間	据 置 期 間
車 両 等	5 年 以 内	償還期間のうち 6 ヶ月以内

4) 担保及び保証人

この融資を受ける者は、商工中金の定める担保及び保証人を必要とする。

また、当協会において債務保証は行わないものとする。

5) 購入代金の支払方法

この融資を受ける者は、商工中金に預金口座を設け、かつ当該口座から設備代金を販売主に直接(手形・小切手の支払いは不可)振込むこと。

また、以下の場合を除き融資の分割実行は認めない。

※融資の分割実行が認められる例

①販売主毎に支払いを要する場合

②複数の車両を購入し、販売会社に対して納車1台毎に支払う場合

6. 貸出利率

1 . 4 5 % (令和5年4月1日現在)

愛ト協と全ト協の利子補給率 0 . 4 % (愛ト協 0 . 3 %、全ト協 0 . 1 %)

実質負担率(事業者等)	1 . 0 5 %
-------------	-----------

※貸出利率は、商工中金の長期プライムレートに連動するため、今後の経済情勢により変動する。

7. 取扱金融機関

商工組合中央金庫(名古屋支店・熱田支店・豊橋支店)及びその代理店

(信用組合愛知商銀・愛知県中央信用組合・豊橋商工信用組合)

8. 申込方法

1) 申込方法

融資推薦申込書（様式1号、2号、3号、4号）に下記の書類を添付し、協会事務局へ1部提出するものとする。

添付書類

①見積書

※融資対象外となるもの

自動車関係諸税（消費税を除く）及び諸費用

融資推薦決定通知前に支払った費用

令和5年3月31日以前に登録した車両

2) 申込用紙の配付方法

愛ト協ウェブサイトからダウンロード

URL <https://ssl.aitokyo.jp/member/josei-yusi/yusi/>

9. 審査及び推薦決定の流れ

1) 受付

申込みの受付については、原則毎月20日締めとする。

※20日が土・日曜日及び祝日の場合はその前日までとする。

2) 承認

申込みのあった事業者については、常任理事会の承認を得た者を推薦する。

3) 決定

推薦を決定したときは、融資推薦適否決定通知書で申込み事業者に通知する。

10. 遵守事項

1) 遵守事項

融資推薦申込書に記載の事業計画通り、当該年度内に事業を完了すること。

2) 設備完成後の手続き

車両購入後、速やかに設備完成報告書（愛ト協から郵送する融資推薦適否決定通知書に同封）により報告すること。

なお、本制度を利用して購入した車両の車検証は、所有者・使用者とも推薦融資申込事業者の名義にする必要がある。（電子化されていない自動車検査証にあっては自動車検査証（写）、電子化された自動車検査証にあっては自動車検査証記録事項を提出）

3) 事業計画の変更

推薦後、事業計画に変更が生じた場合は、事業計画変更届の提出が必要となるので、愛ト協事務局へ申し出ること。推薦金額の変更が伴う場合、当初推薦決定金額を上回る変更はできない。（この場合、当該推薦融資を取り下げ、再度新たに推薦融資の申込みをする必要がある。）

※申し出が必要な事業計画の変更

推薦金額（借入金額）／車両の価格／車両の種類／車両の型式／購入
台数／償還期間など

4) 商工中金との取引資格

本制度を利用するにあたっては、次のいずれかに該当する商工中金との貸出取引資格を具備しなければならない。

- ①商工中金に対し出資している協同組合等の団体又はその構成員であること。
- ②商工中金の代理店となっている信用組合の構成員であること。

※この場合、当該信用組合を通じてのみ代理貸付が受けられる。

- ③上記の①②に該当しない事業者は、商工中金が取り扱う愛知火災共済に出資していること。

11. 問い合わせ先

一般社団法人 愛知県トラック協会 総務部 財務室

☎ 0561-76-2800 （ダイヤルイン）

(別表)

■ ポスト新長期規制適合車の識別記号（3桁の組み合わせ記号）

1 桁目			2 桁目			3 桁目		
排出ガス規制年	低排出ガス認定	識別記号	燃料の別	ハイブリッドの有無 (重量車燃費基準達成又は適用状況)	識別記号	用途	重量条件等	識別記号
平成21年規制	無	L	軽油	有 (未達成又は不適用)	C	貨物車	車両総重量が1.7トン以下	E
	50	M		無 (未達成又は不適用)	D		車両総重量が1.7トン超、3.5トン以下	F
	75	R		有 (達成/重量車)	J		車両総重量が3.5トン超	G
	10	Q		無 (達成/重量車)	K			
平成22年規制	無	S		有 (5 %達成/重量車)	N			
	10	T		無 (5 %達成/重量車)	P			
				有 (10 %達成/重量車)	Q			
平成28年規制				無 (10 %達成/重量車)	R			
				有 (15 %達成/重量車)	S			
				無 (15 %達成/重量車)	T			

例)

- ①平成22年度規制で低排出ガス認定有
②軽油車でハイブリッド無
③重量車燃費基準達成
④車両総重量3.5トン超



識別記号は「TKGー」となります。

令和 5 年 4 月 1 日

各 位

一般社団法人 愛知県トラック協会

令和 5 年度 近代化基金融資推薦公募 締切日について（お知らせ）

令和 5 年度 近代化基金融資推薦につきましては、公募申込みの締切日を原則毎月 20 日（土・日曜日の場合は直前の金曜日）としておりますが、常任理事会の開催日程の都合上、5 月分と 1 月分に限り受付期間を下記のとおりとさせていただきますので、ご了承ください。

記

■ 5 月分：令和 5 年 4 月 20 日(木) ～ 令和 5 年 4 月 28 日(金)

■ 1 月分：令和 5 年 12 月 21 日(木) ～ 令和 6 年 1 月 31 日(水)

◇ 問い合わせ先：愛知県トラック協会 総務部 財務室

TEL. 0561-76-2800（ダイヤルイン）

整備管理者選任前研修開催のお知らせ

令和5年度の「整備管理者選任前研修」を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

・当研修の対象者

自動車の点検・整備又は整備の管理について2年以上の実務経験を有し、整備管理者に選任されようとしている方

(自動車整備士(一級、二級又は三級)の資格を取得されている方は本研修の受講の必要はありません。)

研修日程

	研修日	申込期間 (締切日消印有効)	受講票 送信予定日	会場
第一回	令和5年 5月26日(金)	4月10日(月)から 4月21日(金)	令和5年 5月12日(金)	公会堂
第二回	令和5年 7月13日(木)	5月29日(月)から 6月 9日(金)	令和5年 6月30日(木)	稲沢
第三回	令和5年12月12日(火)	10月30日(月)から11月10日(金)	令和5年12月 1日(木)	豊田
第四回	令和6年 1月18日(木)	12月 4日(月)から12月15日(金)	令和6年 1月12日(金)	公会堂

研修会場

公会堂: 名古屋市公会堂 4階 ホール

所在地: 名古屋市昭和区鶴舞一丁目1-3

稲沢: 名古屋文理大学文化フォーラム 1階 中ホール

所在地: 稲沢市正明寺三丁目114番地

豊田: 豊田市民文化会館 1階 小ホール

所在地: 豊田市小坂町12-100

研修時間

12:30～ 16:00(受付開始 11:30～) ※受付開始時間は予告なく変更する場合があります。

募集定員

申込締切日前であっても定員に達した場合は申込を締め切った上で支局ホームページに掲載します。

定員に達したことにより受付されなかった方については電子メールにてお知らせします。

申込期間を過ぎた後でも定員を満たしていない場合は申込期限を延長させて頂く場合があります

申込期間を延長する場合は支局ホームページへ延長する研修日分の「整備管理者選任前研修受講申込書」を再度掲載します。

受講方法

別添の受講申込書に必要事項を入力の上、以下のメールアドレスへ電子メールにて申し込み願います。

(あて先)

cbt-aichi-seikanmae@ki.mlit.go.jp

申込期間終了後、遅くとも研修日の2週間前までに電子メールにて「受講票」の入力様式を送信します。

受講票へ必要事項を記載の上ご持参願います。

添付のエクセル「受講申込書」が使用できない場合又は、電子メールによる申込ができない方につきましては下記問い合わせ先にご相談ください。

費用

無料

注意事項

- ・ 受講申込書の連絡先は日中連絡が可能なものを記入願います。
- ・ 受講票には、研修会場の案内図が記載されていますが、事前に会場までの道順や所要時間などを十分確認しておいてください。
- ・ 研修会場までは、交通機関の事故、交通混雑、乗り継ぎなどで予想以上に時間が掛かることがありますので、十分な余裕をもって来てください。
- ・ **研修会場には、公共交通機関を利用してお越しください。**
- ・ 受講票には、注意事項が記載されていますので、確認願います。
- ・ 研修当日、ゴミ(弁当、飲み物など)は、必ず各自でお持ち帰りください。
研修会場に捨てることはご遠慮ください。
- ・ 研修会場における盗難、紛失について、一切の責任を負いません。

問い合わせ先

中部運輸局愛知運輸支局 保安担当

所在地:〒454-8558 名古屋市中川区北江町 1-1-2

TEL:052-351-5382

申込方法変更のお知らせ

整備管理者選任前・選任後研修を受講される皆様へ

令和5年度より

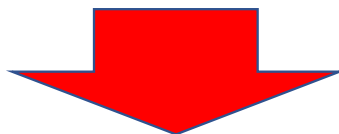
整備管理者選任前・選任後研修の申込み方法及び受講票の配布方法が変わります。

概要

行政の手続きの見直しにより、令和5年度から整備管理者の申し込み方法及び、受講票配布方法を変更いたします。

従前

FAX、郵送による受講申込み、受講票配布



令和5年度以降

原則、**電子メール**による受講申込み、受講票配布

※受講申込書は各回ごとに変更します。

研修の詳細、書式及び日程等につきましては下記の予定で愛知運輸支局ホームページに掲載いたしますのでご確認ください。

(掲載予定)

整備管理者選任前研修

整備管理者選任後研修

近日掲載

令和5年6月上旬予定

※予定ですので前触れなく変更となる可能性があります。ご承知願います

問い合わせ先

愛知運輸支局保安担当 TEL (052)351-5382

令和 5 年 4 月 吉日

各位

一般社団法人愛知県トラック協会
会長 寺岡 洋一



引越管理者講習の開催について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本講習会は公益社団法人全日本トラック協会が利用者サービスのレベルアップを図ることを目的とし、下記のとおり開催いたしますので引越業務に携わる方は受講いただきますようご案内申し上げます。

なお、本講習は「引越事業者優良認定制度」の認定要件の一つとなっています。

また、複数の店所がある場合は、他の店所へもご連絡いただきますようお願いいたします。

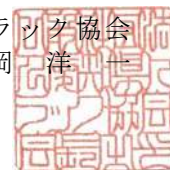
記

1. 日 時 令和 5 年 6 月 22 日（木）10 時 00 分より 16 時 00 分（予定）
令和 5 年 7 月 18 日（火）10 時 00 分より 16 時 00 分（予定）
令和 5 年 8 月 22 日（火）10 時 00 分より 16 時 00 分（予定）
※ 受付は 9 時 30 分～9 時 50 分
2. 場 所 中部トラック総合研修センター（みよし市福谷町西ノ洞 21 番地 127）
3. 内 容 引越業界の現状等について/標準引越運送約款の改正について
紛失、毀損、遅延に係る賠償の対応について（グループ討議）
4. 講習対象者 平成 18 年度以降の全ト協統一方式での引越基本講習修了者
※令和 2 年度以前の引越管理者講習修了者の方は更新（再受講）が必要となります。
5. 受講定員 各 40 名 ※ 1 社複数名受講可能ですが、申込状況により調整をさせていただきます。
6. 受講申込み 様式(B)引越管理者講習「申込書 兼 受講票」により 1 回目：令和 5 年 6 月 9 日(金)、2 回目：令和 5 年 7 月 7 日(金)、3 回目：令和 5 年 8 月 7 日(月)
までに愛ト協 業務課 宛へ郵送または窓口までご持参にてお申し込み下さい。
(様式は、コチラ⇒<https://aichi-hikkoshi.com/>)
※ 締切後の申込は一切受付致しません。
※ F A X ではお申し込み頂けません。
7. 受講費 協 会 員：2,000 円
非協会員：3,500 円
※受講費は当日徴収いたしますのでおつりのないようご協力ください。
※協会員とは、愛知県トラック協会の会員であり、県内の事業所に勤務する従業員とする。
8. 持 ち 物 ☐ 筆記用具
☐ 顔写真（縦 3.0 cm×横 2.4 cm サイズの写真をご用意下さい。指定サイズ以外の場合、修了証を作成できません。）
☐ 名刺（複数枚）
☐ 自社で使用している見積書（様式）
9. お申込み先・お問い合わせ先
一般社団法人愛知県トラック協会 業務部 業務課
〒470-0207 みよし市福谷町西ノ洞 21 番地 127 TEL. 0561-76-2800

令和5年4月吉日

各位

一般社団法人愛知県トラック協会
会長 寺岡 洋一



引越基本講習の開催について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本講習会は公益社団法人全日本トラック協会が利用者サービスのレベルアップを図ることを目的とし、下記のとおり開催いたしますので引越業務に携わる方は受講いただきますようご案内申し上げます。

なお、本講習は「引越事業者優良認定制度」の認定要件の一つとなっている引越管理者講習を受講するために必要な講習となっております。

記

1. 日 時 令和5年6月9日（金）10時00分～16時00分（予定）
※ 受付は9時30分～となります。
2. 場 所 中部交通共済6階会議室（名古屋市中区伊勢山2丁目5番21号）
※ 駐車場はございませんので近隣のコインパーキング（自費）をご利用ください。
3. 内 容 引越業界の現状について/標準引越運送約款の解説 等（仮題）
4. 受 講 申 込 様式(A)引越基本講習〔申込書 兼 受講票〕により令和5年5月22日（月）までに愛ト協 業務課 宛へ郵送または窓口までご持参にてお申し込み下さい。（様式は、コチラ⇒<https://aichi-hikkoshi.com/>）
お申込み後、6月2日までに受講者へ「受講案内書」をFAX致します。
※ 締切後の申込は一切受付致しません。
※ FAXではお申込み頂けません。
5. 受 講 定 員 70名（定員になり次第締め切り）
6. 受 講 費 協 会 員：2,000円
非協会員：3,500円
※ 受講費は当日徴収します、おつりのないようご協力をお願いします。
※ 協会員とは、愛知県トラック協会の会員であり、県内の事業所に勤務する従業員とする。
7. 持 ち 物 筆記用具
8. お申込み先・お問合せ先
一般社団法人愛知県トラック協会 業務部業務課
〒470-0207 みよし市福谷町西ノ洞21番地127 TEL. 0561-76-2800

【業務課からのお知らせ】

交通死亡事故発生状況(3月31日現在暫定数)

1. 発生状況

集計名	月計			年計		
種別	件数	負傷者数	死者数	件数	負傷者数	死者数
発生数	2,064	2,461	19	5,776	6,802	35
前年比	34	111	6	284	408	1

2. 都道府県別死者数

順位	1位	2位	3位	4位	5位	全国
都道府県	大阪	愛知	千葉	神奈川	福岡	
年計	40	35	30	29	27	613
前年比	11	1	3	1	10	51

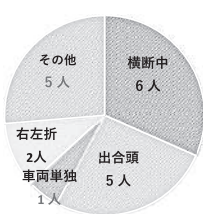
3. 類型別死者数

順位	1位	2位	3位	3位	5位	その他
類型別	横断中	出合頭	車両単独	右左折	正面衝突	
年計	11	9	3	3	1	8
前年比	-2	7	-5	-3	1	3

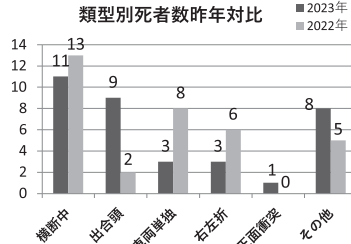
4. 年齢層別死者数

区分	こども 0～15歳	若者 16～24歳	一般 25～64歳	高齢者 65歳以上
年計	0	5	12	18
前年比	-1	-1	2	1

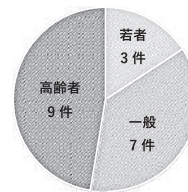
3月類型別死者数



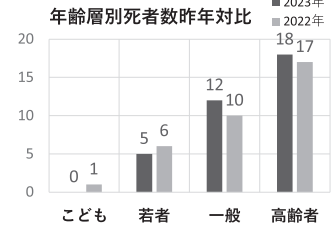
類型別死者数昨年対比



3月年齢層別死者数



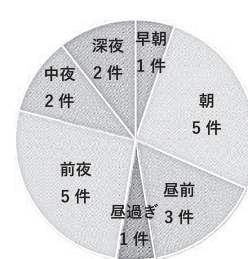
年齢層別死者数昨年対比



5. 時間別死者数

区分	早朝	朝	昼前	昼過ぎ	夕方	前夜	中夜	深夜
	4～6時	6～9時	9～12時	12～16時	16～18時	18～22時	22～00時	00～4時
年計	2	6	6	3	2	10	3	3
前年比	-2	-3	-1	-3	2	6	0	2

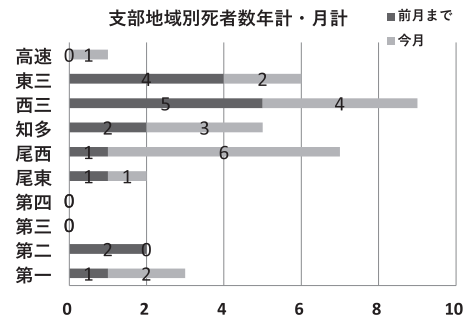
3月時間別死者数



6. 支部地域別死者数

地域	名古屋				尾張		知多	三河		高速
支部	第一	第二	第三	第四	尾東	尾西	知多	西三	東三	
年計	3	2	0	0	2	7	5	9	6	1
前年比	-1	1	0	-2	-1	2	2	-3	2	1
支部月計	2	0	0	0	1	6	3	4	2	1
地域年計	5				9		5	15		1
地域月計	2				7		3	6		1

支部地域別死者数年計・月計



7. 愛知県内事業用貨物自動車死亡事故発生数

	令和5年3月		令和5年計		令和4年3月		令和4年3月累計		令和4年計	
	件数	死者数	件数	死者数	件数	死者数	件数	死者数	件数	死者数
事業用	0	0	3	3	1	1	2	2	19	19
会員※	0	0	0	0	1	1	2	2	9	9
第一原因※	0	0	0	0	1	1	1	1	5	5

※事業用の内数。第一原因数は事故調査の進捗により、変更になる場合があります。



軽油価格調査

(愛ト協調べ)

3 月 末 調 査

単 純 集 計

(単位：円)

購入形態	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド			合 計		
	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
価 格	134.00	121.30	112.20	127.00	109.70	106.60	139.00	122.60	113.20	139.00	115.50	106.60

月 間 購 入 量 別 集 計

月間購入量	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド			合 計		
	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
30kℓ未満	134.00	126.80	119.00	111.80	109.00	106.90	139.00	123.40	113.20	139.00	119.60	106.90
30～50kℓ未満	113.50	112.70	112.20	110.30	110.30	110.30	—	—	—	113.50	112.10	110.30
50～100kℓ未満	119.30	119.30	119.30	127.00	110.60	107.20	120.50	119.90	119.30	127.00	113.10	107.20
100kℓ以上	—	—	—	111.10	108.80	106.60	—	—	—	111.10	108.80	106.60

支 払 期 限 別 集 計

支払期限	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド			合 計		
	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
30日未満	134.00	123.50	112.20	127.00	111.90	106.60	139.00	126.20	117.90	139.00	119.60	106.60
30～60日未満	129.00	118.50	112.30	111.10	108.80	106.90	124.00	119.80	113.20	129.00	113.20	106.90
60日以上	—	—	—	110.20	108.40	106.60	—	—	—	110.20	108.40	106.60

※上記価格のうちには、購入先から未請求のため、調査時点で判明している価格をご回答頂いたものを含みます。
なお消費税は含まれておりません。

軽油価格推移表

(単位：円)

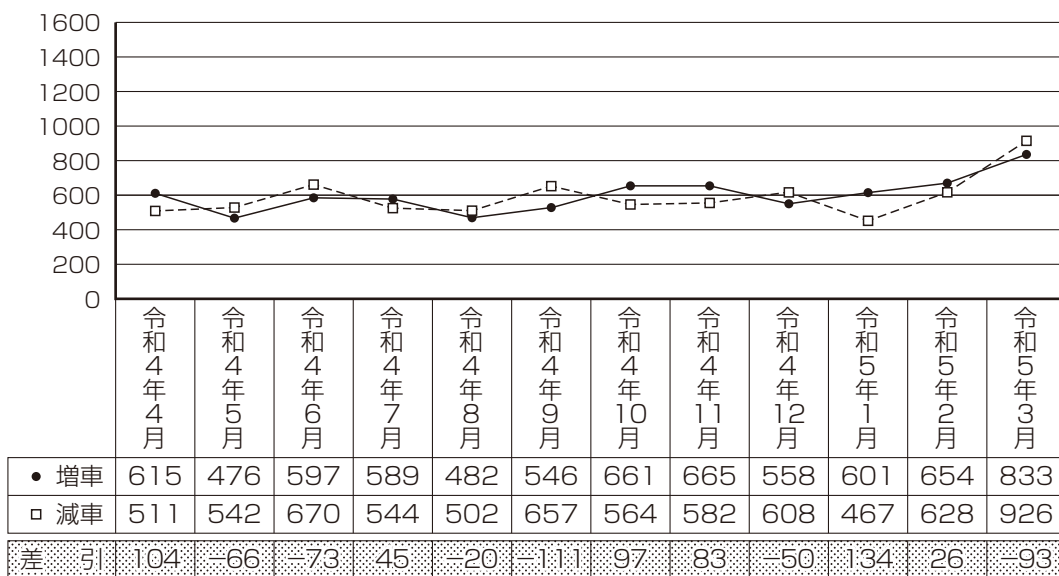
購入形態 月 別		ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド		
		最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
令和4年	3月	144.00	125.50	115.00	134.00	115.00	110.40	131.80	125.20	118.20
	4月	140.00	124.70	113.00	130.00	113.40	108.50	140.00	126.60	119.10
	5月	136.00	119.70	109.00	125.00	107.90	104.00	136.00	121.60	116.10
	6月	143.00	125.20	113.60	131.00	113.40	105.80	143.00	126.50	113.00
	7月	139.00	123.10	110.00	126.00	109.80	105.00	138.00	123.60	117.70
	8月	135.00	119.70	110.70	127.00	108.60	103.90	137.00	121.60	114.30
	9月	135.00	120.70	109.00	127.00	109.50	104.40	138.50	121.90	113.20
	10月	135.00	119.30	110.00	127.00	109.60	104.50	138.50	122.00	114.30
	11月	138.00	121.40	109.00	127.00	108.80	102.90	137.50	121.60	113.40
	12月	136.00	121.00	110.00	128.00	110.00	103.70	138.50	121.80	112.50
令和5年	1月	136.00	119.30	109.00	128.00	109.50	103.80	124.20	119.40	113.40
	2月	134.00	119.20	109.50	126.00	108.10	102.90	137.50	120.40	112.90
	3月	134.00	121.30	112.20	127.00	109.70	106.60	139.00	122.60	113.20

※こちらの情報はあくまで暫定値のため、正確な情報はWEBにてご確認ください。

一般貨物自動車が増減車動向について

資料提供：愛知運輸支局

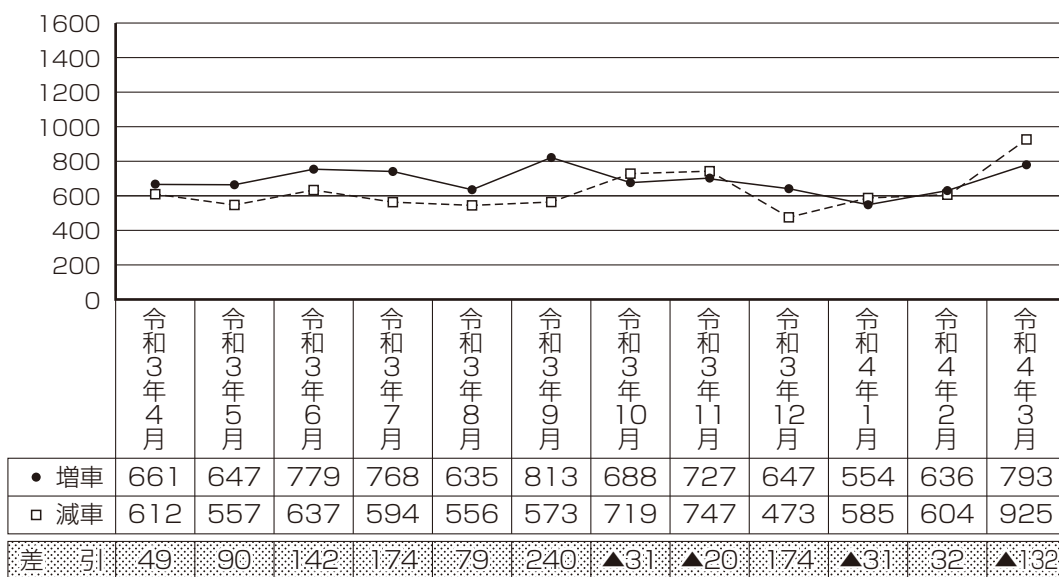
令和5年3月の増減車



令和5年度増減車（3月）

増 車	7,277両
減 車	7,201両
差 引	76両

令和3年4月～令和4年3月の増減車



令和3年度増減車（4月～3月）

増 車	8,348両
減 車	7,582両
差 引	766両

委 員 会
部 会

3 月中の活動状況

海上コンテナ部会（山本部長）

○実務委員会三役会、NUTS委員会との打合せ （服部実務委員長）

月 日：令和5年3月13日（月）
場 所：協和陸運株式会社 会議室（Web
会議にて参加）
内 容：1）NUTS遠隔レーンについて
2）新RFIDタグについて
3）TCBターミナル補修工事について

○西部臨海工業地帯安全輸送協議会

（服部実務委員長）

月 日：令和5年3月16日（木）
場 所：西部臨海地区内・木材会館
内 容：1）蟹江警察署からの報告
2）愛知運輸支局からの報告
3）名古屋国道事務所からの報告
4）名古屋港管理組合からの報告
5）愛知県トラック協会からの報告

○実務委員会（服部実務委員長）

月 日：令和5年3月15日（水）
場 所：木材会館
内 容：会議
1）ターミナルコンテナ取扱量について
2）ターミナル部会 違反パトロール調査について（2月分）
3）RFIDタグの不具合について
4）TCBターミナル補修工事について
5）海上コンテナ輸送における「標準的な運賃」パンフレットについて
6）今後の日程について

○運営委員会（山本部長）

月 日：令和5年3月18日（土）
場 所：三鈴カントリー倶楽部
クラブハウス内
内 容：1）実務委員会の報告について
・ターミナルコンテナ取扱量について
・RFIDタグの不具合について
・TCBターミナル補修工事について
2）退会事業者について
3）その他
・全ト協海コン部会正副部長会議及び各トラック協会部長会議について
・今後の日程

支部行事

4
月

名古屋第一支部

- (3 日) 自転車ヘルメット交通安全キャンペーン
- (8 日) 東山動物園交通安全キャンペーン
- (17 日) 役員会

名古屋第二支部

- (18 日) 役員会
- (19 日) 千年小学校 交通安全教室

名古屋第三支部

- (6 日) 青年部会 役員会
- (7 日) 成田講 (月参り)
- (10 日) ゼロの日街頭活動
- (13 日) 第三支部ゴルフ会
- (20 日) ゼロの日 街頭活動
- (21 日) 役員会

名古屋第四支部

- (18 日) 役員会

尾東支部

- (15 日) 小牧山美化ウォーク (小牧部会)
- (17 日) 青年部会 定例会
- (23 日) 瀬戸旭・守山部会 懇親ゴルフコンペ
- (24 日) 支部三役・理事会

尾西支部

- (7 日) 支部役員会
- (8 日) 青年部 通常総会
- (14 日) 第三班 通常総会
第一班 役員会
特別積合せ部会一宮ブロック通常総会
- (20 日) 第五班 通常総会
- (21 日) 第一班通常総会 / 交通安全祈願祭 / 事故防
止講習会
第二班 通常総会

知多支部

- (14日) 知多陸青会 役員会
- (21日) 通常総会

西三支部

- (6日) 安城部会 会計監査
- (7日) 安城部会 青年部通常・親睦ゴルフ会
碧南部会 第1回役員会
- (12日) 碧南部会 第2回役員会
- (13日) 碧南部会 子ども交通安全教室 (於:日進小学校)
- (18日) 碧南部会 子ども交通安全教室 (於:大浜小学校)
- (19日) 豊田部会 交通安全教室 (於:東部小学校)
豊田部会 役員会・定時総会・定例会
- (20日) 岡崎部会 通常総会
碧南部会 子ども交通安全教室 (於:西端小学校)
- (21日) 碧南部会 子ども交通安全教室 (於:棚尾小学校)
- (24日) 安城部会 通常総会
- (25日) 安城部会 交通安全教室 (於:安城西中学校)
- (26日) 岡崎部会 月例会
碧南部会 定時総会
- (27日) 岡崎部会 交通安全教室 (於:矢作東小学校)
碧南部会 子ども交通安全教室 (於:鷺塚小学校)
- (28日) 碧南部会 子ども交通安全教室 (於:新川小学校)

東三支部

- (8 日) 新城南北設楽陸運協会 定例会
- (14 日) 役員会
- (19 日) 豊橋陸運協会 例会
- (21 日) 豊川陸運協会 例会
- (24 日) 蒲郡陸運協会 代表者会議

青年部会 3月会議・委員会開催状況

■ 第12回 研修委員会 (3月6日)

・第2回研修セミナー振り返りについて・視察研修について・令和5年度研修委員会活動について など

■ 第12回 企画委員会 (3月7日)

・青年部会SNSについて・第2回管理者研修について (SDGs)・グッドラーニングについて

・令和5年度企画委員会活動について など

■ 第12回 事業委員会 (3月8日)

・次期会員交流事業について・社会貢献清掃活動について・通常総会について・令和5年度事業委員会活動について など

■ 視察研修 (福岡県) (3月10日・11日)

・矢野特殊自動車訪問・福岡県トラック協会青年部会との交流 など

■ 第11回 三役会 (3月15日)

・第12回理事会について・令和5年度予算、令和年度決算見込みについて など

■ 第12回 理事会 (3月15日)

・青年部会SNSについて・グッドラーニングについて・社会貢献清掃活動について・青年部会通常総会について

・第2回研修セミナー振り返りについて・第2回管理者研修について・トラックFes2023振り返りについて

・視察研修結果および精算について・入退会について など

■ 第2回 管理者研修 (3月25日)

・SDGsについて学ぼう！/作業手順マニュアル動画作成についての二部構成で開催

● 令和5年5月の活動予定

8日(月) 第2回企画委員会

10日(水) 第2回事業委員会

11日(木) 第2回研修委員会

12日(金) 社会貢献清掃活動

17日(水) 第2回三役会・第2回理事会

○ 青年部会とは？

愛知県トラック協会の会員事業者で、20歳～50歳以下の経営者、もしくはこれに準ずる方で構成されており、研修セミナーや各イベントを部会員自ら企画・実行することにより、自己研鑽を行っています。また、部会員相互の情報交換、交流等を密に行うことにより、青年部会ならではのネットワークを形成し事業に役立てています。

青年部会 会員募集中！



【問合わせ先】 愛知県トラック協会青年部会事務局

〒460-0011 名古屋市中区大須 4-10-32 上前津 KD ビル 2F

《TEL》052-228-4421 《Eメール》 ata-seinen@aitokyo.jp

愛知県トラック協会 女性部会のご案内

【女性部会目的】

本会は女性経営者及びそれに準ずる者等が結集し、交流の輪を広げ、研鑽を重ねて資質の向上を図りながら協会活動に積極的に参画し、業界の社会的地位を高めることに寄与することを目的とする。

(会則第2条)

【部会員数】 33社34名（令和4年4月現在）

【代表者】 部会長 竹市 五倫（稲沢運輸株式会社 代表取締役）

【会費】 年会費 12,000円

愛ト協女性部会では、各種セミナー、交流会、交通安全祈願、各種会議（総会・役員会）などを開催。

また、全日本トラック協会女性部会中部ブロック協議会（愛知県、静岡県、福井県、三重県）を設立し、他県女性組織との交流を深めるため、年1回ブロック研修会を開催しております。

女性部会では、ご入会していただける方を
随時募集しています！
ご興味のある方は是非ご連絡下さい！



●開催予定

令和5年6月21日(水) ANA クラウンパルク名古屋

【問合わせ先】 愛知県トラック協会女性部会事務局

〒470-0207 みよし市福谷町西ノ洞 21-127

《TEL》 0561-65-3600 《Eメール》 ata-female@aitokyo.jp

《HP》 <https://ssl.aitokyo.jp/section/woman/>（愛ト協 HP 内）

陸 災 防

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 愛知県支部

貨物自動車における荷役作業時の作業時の墜落・転落防止災害の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部が改正されました。

改正労働安全衛生規則等説明会の開催について

陸災防 愛知県支部では、会員事業者を対象に今回の改正内容に係る説明会を7月中旬ごろ（予定）に開催します。

詳細及び申込み等のご案内は、5月中旬ごろにHPにてご案内致します。

HP内の場所

〔愛知県トラック協会〕 > 〔陸災防〕 重要なお知らせ > 〔『改正労働安全衛生規則等の説明会（仮）』の開催について〕

テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育について

陸災防 愛知県支部では、
『自社内で特別教育を実施することが難しい事業場を対象とした特別教育』の開催を複数回予定しております。

開催時期：令和5年の秋以降（日程等決まりましたら改めてご案内致します。）

【ご案内】

毎月、陸災防本部が発行しております『陸運と安全衛生』（毎月10日発行）の3月号及び4月号にて法改正の詳細等を掲載しておりますので、合わせてご覧ください。

また、購読登録が未だの事業場等に於かれましては、Eメールでの購読は無料ですので是非この機会にご登録されることをお勧めいたします。

〔陸災防HP〕<http://rikusai.or.jp/> > 〔広報誌をお届けします〕 より登録してご利用ください。（Eメールでの購読は無料です）

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等の一部改正のポイント

昇降設備の設置が義務付けられる貨物自動車の範囲の拡大 [令和5年10月1日施行]

- 最大積載量が「**2トン以上**」の貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、昇降設備を設置することが義務となります。
- 昇降設備は、「床面と荷台との間の昇降」「床面と荷の上との間の昇降」のいずれにも必要です。
- 昇降設備には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップも含まれます。
- テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして使用する場合は、そのテールゲートリフターが「昇降設備」となります。



昇降設備の例

保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大 [令和5年10月1日施行]

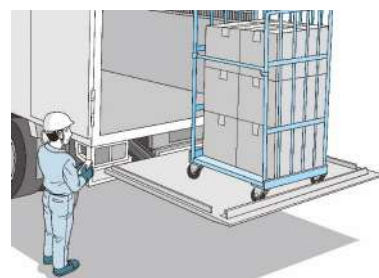
- 次のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、保護帽の着用が義務となります。
 - 最大積載量5トン以上
 - 最大積載量2トン以上5トン未満で、荷台の側面が開放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、平ボディ車、ウイング車など）
 - 最大積載量2トン以上5トン未満で、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターで荷の積卸を行うときに限る。）
- 保護帽は、型式検定（国家検定）に合格した「**墜落時保護用**」の製品を使用しなければなりません。



テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化

[令和6年2月1日施行]

- 荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務が、特別教育の対象となります。【学科4時間・実技2時間】
 - 貨物自動車に設置されたテールゲートリフターが対象です。
 - 荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務は対象外です。
 - 介護用の車両に設置された車いす用の装置等は対象外です。
- テールゲートリフターの稼働スイッチの操作だけでなく、荷のキャスターストッパー等の操作、昇降板の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務も対象となります。
- 荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、又は卸す作業を行う者も、できる限り特別教育を受けることが望ましいです。



運転位置から離れる場合の措置 [令和5年10月1日施行]

- 運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合は、運転者が運転位置を離れる場合に義務付けられている ①エンジン停止と、②荷役装置を最低降下位置に置くこと が適用除外となります。ただし、ブレーキを確実にかける等の逸走防止措置は必要です。

詳しくは陸上貨物運送事業労働災害防止協会の特設ページ
をご覧ください。

<http://rikusai.or.jp/measures/niyakuboushi/#kisoku>



トラックの保険なら 「中部交通共済協同組合」

トラック運送事業者に、安心と安全をお届けします。

SDGs
ECO DRIVE

次の要件を備えた方にご加入いただけます。 ※ご加入には、一定の出資払い込みを
していただきます。

- ① 貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送事業を営む方
- ② 中交協の事業地区(愛知県・福井県・石川県・富山県・静岡県・岐阜県)内に事業所を有する方



共済商品のご案内

相手方への補償



対人共済

自動車事故により他人を死傷させ、損害賠償責任を負ったとき自賠責共済(保険)を超える部分について共済金をお支払いします。



対物共済

自動車事故により他人の車や物に損害を与え損害賠償責任を負ったとき共済金をお支払いします。



自賠責共済

自動車損害賠償責任共済(強制保険)を直営事業として実施しています。

運転者・搭乗者の補償



搭乗者傷害共済

自動車事故によって、搭乗中の人(運転者・搭乗者)が死傷したときに共済金をお支払いします。

お車の補償



車両共済

契約車両が、衝突・接触・転覆・火災・盗難その他の偶然な事故により損害を受けた場合に共済金をお支払いします。



損害保険代理業

損害保険代理店として組合員の皆さまのリスクマネージメントをトータルに行っています。
・運送保険 ・業務災害保険 ・賠償保険
・火災保険 ・傷害保険 他

各種割引制度

優良割引

組合員ごとに
契約車両数により
1%~75%割引
299両以下の場合

最高65%割引

一括契約割引

該当する共済種類ごとに

3%割引

継続契約割引

継続契約の際
同数以上の契約で
共済種類ごとに

2%割引

全車両契約割引

事業用車両を
全車両(90%以上)
契約する場合

3%割引

多数契約割引

共済種類ごとに
契約車両数により

1%~10%割引

自賠責共済セット割引

当組合の
自賠責共済契約がある
対人共済から

2%割引

組合員特典

■ 中交協ロードサービス ※適用については条件(対象車両・補償範囲)があります。

■ 配当制度 ■ 組合員等表彰制度

※各制度は、一定条件を満たす組合員が対象となります。

■ 商工中金の融資資格 ■ 無料法律相談

事故防止への取り組み

適性診断

- 特別適性診断の実施
“国土交通省認定”
- 一般適性診断
～運転適性診断巡回サービス～
～可搬型運転適性検査機器貸出～

補助事業

- 適性診断受診手数料補助
- 研修料補助
- 事故防止機器導入補助
- SASスクリーニング検査費用補助
- 運転記録証明書等交付手数料補助

講習会

- 運行管理者等一般講習
“国土交通省認定”
- 特別指導講習
- 一般講習会
- 個別講習会

その他

- 事故防止動画教材の配信
- コメンタリー運転の推進
- 各種表彰制度
- 事故防止啓発グッズの作成・配付
- 事故防止DVDの貸し出し
- 事故防止コンサルティング

中交協SDGs宣言

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



中部交通共済は「組合の基本姿勢」のもとに、事業活動を通じてSDGs(持続可能な開発目標)の実現に貢献し、地域社会そして組合員の皆さまとともに持続的に成長していくことを目指します。

お問い合わせ・お申し込みは、下記までお気軽にお電話ください。

中部交通共済協同組合

営業部 営業1課 TEL(052)715-5103・TEL(052)715-5104

営業部 営業2課 TEL(052)715-5101・TEL(052)715-5102

〒460-0026 名古屋市中区伊勢山二丁目5番21号

詳細は、
ホームページへ

中交協

www.chukokyo.jp



スマホにも
対応しています!

豊橋事務所 TEL(0532)57-5188

〒440-0886 豊橋市東小田原町48番
セントラルレジデンス 202号



NGV

天然ガス自動車

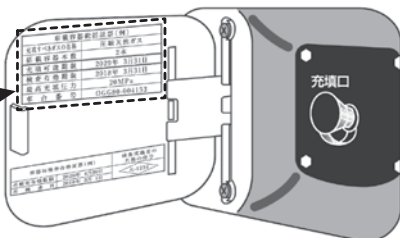


ご注意 ガス容器の充てん可能期限は**15年**です

お客さまのお車の
充てん可能期限は
大丈夫ですか？

ガス容器の充てん可能期限が
切れていると、法律上、
天然ガスを充てんできません!!

確認方法は
ココ



ガス容器の再検査

ガス容器は車検とは別に
2年2ヶ月毎に再検査が必要です。

(注) 容器再検査を受けても15年を超えて
ガス容器を使用することはできません

【お問い合わせ】 東邦ガス株式会社 エネルギー計画部 事業管理グループ
〒456-8511 名古屋市熱田区桜田町19-18 TEL052-872-9356/FAX052-872-9766

